

別表第6 不活性ガス消火設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 消火剤貯蔵容器等

ア 消火剤貯蔵容器

(ア) 周囲の状況

防護区画以外の場所に設置されており、周囲の温度、湿度等が著しく高くなく、かつ、直射日光、雨水等がかかるおそれがないこと。

(イ) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器本体は取付枠に確実に固定されていること。

(ウ) 表示及び標識

適正に設けられていること。

イ 高圧式（常温で貯蔵するものに限る。）

(ア) 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

(イ) 容器弁

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 表示

適正であること。

(ウ) 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のもののうち、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に次の事項について実施すること。この場合において、二酸化炭素を消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後25年を経過するまでの間に、二酸化炭素以外のものを消火剤として用いるものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

(a) 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(b) 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

(c) 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

(d) 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

(e) 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあっては作動圧力、溶栓式のものにあっては作動温度、封板溶栓式のものにあっては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあっては作動圧力が適正であること。

(f) 表示

適正であること。

(エ) 容器弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

c ガス圧式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

ウ 低圧式（二酸化炭素を低温で貯蔵するものに限る。）

(ア) 消火剤量

規定量以上貯蔵されていること。

(イ) 液面計及び圧力計

変形、損傷等がなく、正常に作動すること。

(ウ) 圧力警報装置及び安全装置等

変形、損傷等がなく、作動圧力値が適正で、かつ、機能が正常であること。

(エ) 自動冷凍機

変形、損傷、著しい腐食等がなく、作動温度が適正で、かつ、機能が正常であること。

(オ) 放出弁

変形、損傷、締付部の緩み等がなく、機能が正常であること。

(カ) 放出弁開放装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 電気式の放出弁開放装置

端子の緩み、損傷等がなく、確実に作動すること。

c ガス圧式の放出弁開放装置

ピストンロッド及び破開針に変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

(キ) バルブ類

変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ 連結管及び集合管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、接続部の緩み等がないこと。

(2) 起動用ガス容器等

ア 起動用ガス容器

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がなく、容器収納箱に設けられているものにあつては、扉の開閉が確実にできること。

(イ) 表示

適正に設けられていること。

イ ガス量

規定量以上貯蔵されていること。

ウ 容器弁

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 安全性

容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は容器弁の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（容器弁の外形の点検において容器弁に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能及び気密性能に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した容器弁に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 表示

適正であること。

エ 安全装置（容器弁に設けられたものに限る。）

（ア） 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

（イ） 安全性

安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものにあつては当該点検後速やかに、その他のものにあつては設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に、次の事項について実施すること。この場合において、設置後又は安全装置の安全性の点検の実施後30年を経過するまでの間に実施する場合（安全装置の外形の点検において安全装置に異常が認められたものについて当該点検後速やかに実施する場合を除く。）にあつては、抜取り方式により耐圧性能、気密性能及び安全装置の作動に係る点検を行うことができる。

a 外観

容器本体から取り外した安全装置に変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 構造、形状及び寸法

設計図書に記載された構造、形状及び寸法と同一であること。

c 耐圧性能

所定の水圧をかけた場合において、漏れ、変形等がないこと。

d 気密性能

所定の圧力をかけた場合において、漏れ等がないこと。

e 安全装置の作動

安全装置のうち、封板式のものにあつては作動圧力、溶栓式のものにあつては作動温度、封板溶栓式のものにあつては作動圧力及び作動温度並びに安全弁にあつては作動圧力が適正であること。

f 表示

適正であること。

オ 容器弁開放装置

（ア） 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

（イ） 電気式の容器弁開放装置

端子の緩み、破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

（ウ） 手動式の容器弁開放装置

ピストンロッド及び破開針の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。

（3） 選択弁

- ア 本体
 - (ア) 外形
 - 変形、損傷、締付部の緩み等がないこと。
 - (イ) 表示
 - 適正であること。
 - (ウ) 機能
 - 正常であること。
- イ 開放装置
 - (ア) 外形
 - 変形、損傷、脱落等がないこと。
 - (イ) 電気式の開放装置
 - 端子の緩み等がなく、確実に作動すること。
 - (ウ) ガス圧式の開放装置
 - ピストンロッド等の変形、損傷等がなく、確実に作動すること。
- (4) 操作管及び逆止弁
 - ア 外形
 - 変形、損傷、接続部の緩み等がなく、取付位置及び方向等が適正であること。
 - イ 機能
 - 正常であること。
- (5) 標識（貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等に設けられるものに限る。）
 - 出入口等の見やすい位置に設けられ、損傷、脱落、汚損等がないこと。
- (6) 起動装置
 - ア 手動式起動装置
 - (ア) 周囲の状況
 - 操作箱の周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - (イ) 操作箱
 - 変形、損傷、著しい腐食等がなく、確実に固定され、かつ、扉の開閉が容易にできること。
 - (ウ) 表示
 - 適正であること。
 - (エ) 電源表示灯
 - 正常に点灯していること。
 - (オ) 音響警報起動用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(カ) 放出用スイッチ及び非常停止用スイッチ

変形、損傷、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

(キ) 表示灯

正常に点灯すること。

(ク) 保護カバー

有機ガラス等による保護措置に変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 自動式起動装置

(ア) 火災感知装置

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じた事項に適合していること。

(イ) 自動・手動切替装置

変形、損傷、脱落等がなく、切替位置及び切替機能が正常であること。

(ウ) 自動・手動切替表示灯

正常に点灯すること。

(エ) AND回路制御機能（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）

正常であること。

ウ 緊急停止装置（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）

機能が正常であること。

(7) 警報装置

ア 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

イ 音響警報

正常に鳴動し、その音圧が適正であること。

ウ 音声警報

正常に鳴動し、その音圧が適正で、かつ、起動したときに注意音を発し、その後音を発すること。

(8) 制御盤

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

オ 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

カ ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

キ 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

ク 表示灯

正常に点灯すること。

ケ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

コ 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

サ 遅延装置

設定が適正であること。

シ 自動・手動切替機能

正常であること。

ス 放出制御機能

正常であること。

セ 制御盤用音響警報装置

機能が正常であること。

ソ 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(9) 配管等

ア 管及び管継手

損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ 閉止弁（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 機能

開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(10) 配管の安全装置等

ア 安全装置

放出口のつまり等がないこと。

イ 破壊板

変形、損傷、脱落等がないこと。

(11) 消火剤等排出措置

適正な位置に設けてあること。

(12) 圧力上昇防止措置

適正に設けられ、機能が正常であること。

(13) 放出表示灯

適正な位置に設けられ、変形、損傷、脱落等がなく、かつ、正常に点灯すること。

(14) 噴射ヘッド

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。

イ 放射障害

周囲に放射障害となるものがないこと。

(15) 防護区画

ア 区画変更等

防護区画及び開口部面積の変更がないこと。

イ 開口部の自動閉鎖装置

(ア) 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

(イ) 電気で作動するもの

端子の緩み等がなく、機能が正常であること。

(ウ) ガス圧で作動するもの

機能が正常であること。

(16) 防護区画に隣接する部分の保安措置（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備に限る。）

ア 設定範囲

適正に定められていること。

イ 保安措置

(ア) 消火剤排出措置

適正な位置に設けてあること。

(イ) 放出表示灯

適正な位置に設けられ、変形、損傷、脱落等がなく、かつ、正常に点灯すること。

(ウ) 警報装置

a 外形

変形、損傷、脱落等がないこと。

b 音響警報

正常に鳴動し、その音圧が適正であること。

c 音声警報

正常に鳴動し、その音圧が適正で、かつ、起動したときに必ず注意音を発した後、音声を発すること。

(エ) 注意銘板

適正な位置に設けられ、損傷、脱落、汚損等がないこと。

(17) 非常電源（内蔵型のものに限る。）

ア 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 表示

適正であること。

ウ 端子電圧

規定値の範囲内であること。

エ 切替装置

常用電源を停電状態にしたときに自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。

オ 充電装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。

カ 結線接続

変形、損傷、緩み、著しい腐食、焼損等がないこと。

(18) ホース、ホースリール、ノズル及びノズル開閉弁

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 格納箱

変形、損傷、著しい腐食等がなく、扉の開閉が容易にできること。

ウ ホース

変形、損傷、老化、接続部の緩み等がなく、所定の長さのものであること。

エ ホースリール

ホースの引出し、格納等が容易にできること。

オ ノズル

著しい腐食、つまり等がなく、危害防止のための措置がされていること。

カ ノズル開閉弁

開閉操作が容易にできること。

(19) 表示灯及び標識（移動式に限る。）

適正に設けられていること。

(20) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

(1) 全域放出方式及び局所放出方式

非常電源に切り替えた状態で起動させ、次の事項について確認すること。

ア 全域放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 遅延装置

確実に作動すること。

(ウ) 開口部の自動閉鎖装置等

正常に作動し、換気装置が確実に停止すること。

(エ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(オ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れがないこと。

(カ) 放出表示灯

正常に点灯すること。

イ 局所放出方式

(ア) 警報装置

確実に鳴動すること。

(イ) 起動装置及び選択弁

確実に作動し、試験用ガスが放射されること。

(ウ) 配管及び配管接続部

通気状態で漏れないこと。

(2) 移動式

手動式起動操作部の操作により起動させ、次の事項について確認すること。

ア ノズル開閉弁

異常がなく、試験用ガスが放射されること。

イ ホース及びホース接続部

試験用ガスの漏れないこと。